

第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画

中期実施計画策定方針

(平成21年度～平成25年度)

平成20年6月

鎌 倉 市

第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画中期実施計画策定方針

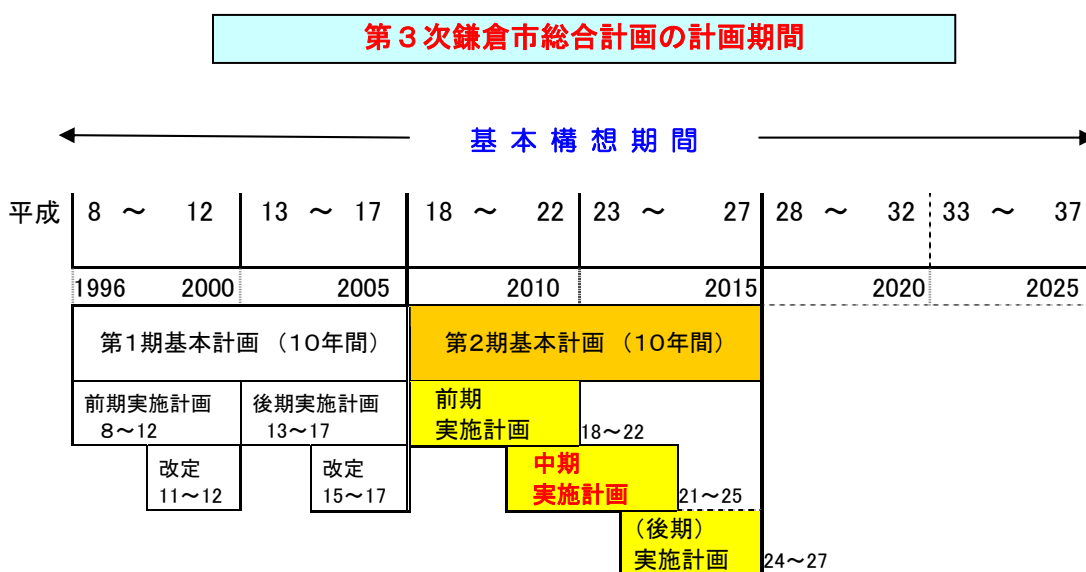
この方針は、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画（平成18年度～27年度、以下「基本計画」という。）に係る中期実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するため、基本的な事項を定めるものです。

1 計画策定の趣旨とローリング

実施計画は、基本計画で示される「目標」や「施策の方針」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業工程や経費などの概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成や事業実施の具体的指針となる短期計画として定めるものとしています。

このたび、基本計画に予定したとおり、平成18年度からスタートした前期実施計画について平成20年度にローリング（※1）を行い、新たな5年間の中期実施計画を策定します。計画期間は、平成21年度から25年度までの5年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や実施計画事業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、事業内容や実施時期の変更に弾力性を持たせるため、3年目にローリングを実施し、平成24年度から27年度まで4年間の後期実施計画を策定することとします。



（※1）ローリング・・・ローリングとは、転がること、回転することの意。ローリング方式とは、実施計画と基本計画とのズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、転がすように定期的に行っていく手法です。そもそも実施計画は単独で存在するものではなく、30年間の基本構想や、10年間の第2期基本計画の政策・施策を達成するために実施するもので、総合計画の3層構造の中で、常に上位計画との整合を図っていく必要があります。

2 実施計画事業の性格

実施計画事業は、基本計画の分野における「めざすべきまちの姿」の実現や「目標」・「施策の方針」を計画的・効果的に達成することを目的として、計画期間内に集中的に行うものです。

なお、実施計画事業は、経費の種類（※2）から見て、政策的経費で行うもの、政策的経費と経常的経費をあわせて行うもの、経常的経費で行うものの3種類があります。

（※2）経費の種類

政策的経費・・・政策的な視点から市が特に行う行政サービスに充てるため、経常的経費以外の計画自由財源を活用し、実施計画事業など政策的な事業を進めるための経費です。

経常的経費・・・基礎的な行政サービスを行うため、毎年度、経常的に取り組んでいる事業に充てる経費です。

3 計画策定に向けた考え方

実施計画を取り巻く背景を見ると、年少人口など、現時点では人口の増加傾向にありますが、長期的なトレンドとしては人口減少に向かうものと予測されています。また、第2期地方分権改革により、市民に身近な基礎自治体である本市には、さらなる権限移譲と財源移譲が想定されますが、一方で、自己決定・自己責任の徹底が問われるところであり、地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市経営が求められています。

このような状況を踏まえ、実施計画を円滑に進めるためには、基本計画第2編第1章の「計画の前提」条件のもと、現実に即した事業を効率的・効果的に実施する必要があります。そのため、実施計画の策定に向けた考え方として、都市経営の視点から、基本方針、配慮事項及び重点施策を、次のとおり定めます。

（1）基本方針

ア 前期実施計画の検証

基本計画期間の中期に当たる計画として、前期実施計画の成果を継承しつつ実施計画事業の選択と集中を進めるため、これまでの施策進行評価結果や前期実施計画の目標達成状況を踏まえた事業の進捗状況の把握、「公的関与の点検指針」（※3）に基づく行政の関与の妥当性の点検などを通じて、実施計画に位置づけるか否かについての検証を行います。なお、検証作業に当たっては「鎌倉市民評価委員会」への意見聴取を行い、市民・専門家の視点を取り入れます。

（※3）公的関与の点検指針・・・行政の関与の妥当性、実施主体の点検、公費負担と受益者負担など、施策や事務事業に対する公的関与のあり方についての基本的事項を整理したもので、事務事業の点検・検証・見直しを進めるための指針です。

イ 実施計画の再構築

前期実施計画の検証結果を踏まえ、限られた計画自由財源の中、できるだけ多くの行政サービスを展開するため、前期実施計画で採択した事業であっても、事業を取り巻く環境の変化や新たな市民ニーズを的確に捉え、より費用対効果を高めた最適な事業への転換を図る視点を重視します。なお、実現の見込みや効果が期待できなくなっていると考えられる事業や行政の関与が縮小している事業については廃止・縮小し、既存事業に予定していた行政資源を新たな事業に振り向けるため、各実施計画事業を所管する部を中心とした事業の再構築を進めます。

ウ 財政及び行財政改革との連携

策定作業を通じて、総務部及び行革推進担当と緊密な協議・調整を図るとともに、実施計画を支える「鎌倉市財政計画」及び「鎌倉行政経営戦略プラン」を同時期に策定し、財政推計と実施計画所要財源との整合や行財政改革、職員数適正化計画との連携を図ります。

(2) 配慮事項

ア 市民・事業者・NPO等と行政の協働の推進

地方分権社会の進展に伴う行政の役割を認識した上で、新しい公共空間（※4）における市民ニーズ充足のため、市民等の力を活かす環境づくりに努めます。そのため、基本計画（WEB版）にある「市民・事業者・NPO等と行政の協働目標」を踏まえ、市民等と行政の役割分担を明確にしつつ、多くの主体との協働により、事業を効果的に進めます。

（※4）新しい公共空間・・・少子高齢化の進展等による市民ニーズの拡大と税収の減少等による行政の範囲の縮小によりズレの生じた公共の領域のことを言います。ここでは、従来の行政サービスにとどまらず、市民、事業者、NPOなどのさまざまな主体が公共サービスを担うことで、多種多様な市民ニーズが充足されることとなります。

イ 公共用地・施設の有効活用

公共用地については、「土地開発公社健全化計画」に基づき、土地開発公社保有地の早期買い替えを進めるとともに、未利用市有地の活用を進めます。

施設については、市民の利便性や満足度の向上をめざし、経営的視点に立った維持・管理に努めます。また、必要な施設の建設または大規模改修においては、環境に配慮することはもとより、特に計画性を重視し、事業の年度配分を図ることとします。

ウ 情報基盤の整備

行政情報システムの基盤となる基幹システムの老朽化や新たな市民ニーズに対応するため、システムの計画的な更新を進め、業務のより一層の効率化を図ります。

エ 民間活力の導入

事業効果（市民サービス）の向上を図る視点から、事業手法は直営方式に限定せず、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に民間活力の導入を進めるとともに、近隣自治体等との広域的連携についての検討を行います。

(3) 重点施策

基本計画にあるリーディングプロジェクトを推進するため、市民ニーズや事業を取り巻く環境を勘案し、計画期間内に積極的に取り組む重点施策は、次の3点とします。

ア 少子高齢対策の推進

人口の減少が予測され、少子高齢社会がさらに進行する中で、子育てや老後の生活などへの不安が顕在化しています。だれもが安心して子どもを産み、健やかにはぐくむことのできる環境や、住みなれた地域において、健康で心豊かに暮らせる環境づくりに向けた保健・福祉・教育（学校教育、生涯学習）など一連の施策の推進と地域福祉の充実を図ります。

イ 安全安心まちづくり対策の充実

東海地震等の想定、台風による風水害などの自然災害や社会的災害の脅威が指摘されています。また、社会環境の変化などにより地域コミュニティ機能や規範意識が低下し、予期せぬ犯罪への不安が高まっています。市民の生命と財産を守るため、総合的な危機管理体制の整備を図るとともに、地域力の強化による防災・防犯機能の充実を図ります。

ウ 地域の活性化と拠点整備の推進

産業や観光の振興により、地域の活力や賑わいの創出を図るとともに、世界遺産登録にふさわしいまちづくりを進めます。また、地域の拠点整備については、諸条件の整ったものから順次取り組みます。

4 財政、行財政改革の状況

前期実施計画策定後の財政状況については、当初見込んでいた約73億円の財源不足について、推計額以上に経常的経費が伸びていることや、予定していた用地の売却処分が遅れなどにより、財源不足解消の目処が立っている状況ではありません。また、三位一体改革による国庫補助負担金の削減の影響は単年度マイナス7億円となりましたが、それに見合う財源移譲が行われず、税制改正によりさらに単年度マイナス4億円の逆転現

象が生じております。そして、この不足額は、一般財源で充当せざるを得ない状況にあり、厳しい財政運営を余儀なくされています。

今後においても、景気動向等により不透明な税収環境の中で、老年人口の増加等による扶助費及び福祉関連経費の激増が一般財源の圧迫要因となるとともに、義務的経費の増大により財政の硬直化が進むことが想定されています。

また、行財政改革については、「鎌倉行政経営戦略プラン・平成 18 年度実績報告書」によれば、指定管理者制度の導入、市税徴収率の向上、職員数適正化計画の推進などの取り組みを進め、約 7 億円の財政効果を生み出していますが、計画自由財源の確保のためには、今後もより一層の推進が必要です。

5 実施計画の進行管理

実施計画の進行管理は、第 3 次鎌倉市総合計画進行管理要綱に基づき、毎年度、実施計画事業が効率的・効果的に行われているか把握し、次年度の事業査定に反映させるため、いわゆる PDCA サイクル（※5）の一環として行います。

進行管理の結果は、実施計画（WEB 版）において、事業工程、予算額、実績、決算額など事業の進捗状況について、随時、公表します。

（※5）PDCA サイクル・・・Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを継続的に実施し、業務改善を行う業績管理手法です。

6 実施計画策定のスケジュールと策定経過の公表

別添「中期実施計画策定スケジュール」のとおりとします。